

# わが国における名誉・信用回復請求権の 現状と課題(2)

和田真一\*

## 目次

はじめに	
第1章 不正競争防止法14条	(以上332号)
第2章 著作権法115条	
沿革	
名誉・声望回復請求権の要件	
名誉・声望回復請求権の効果	
小括	(以上本号)
第3章 特許法106条・実用新案法30条・意匠法41条・商標法39条	
第4章 民法723条に基づく営業上の信用等の回復請求権	
結びに代えて	

## 第2章 著作権法115条

### 沿革

不正競争防止法と異なり、著作権法では、現行法115条のような名誉・声望回復請求権が制定当初から織り込まれていなかったわけではない<sup>1)</sup>。明治32年3月の最初の著作権法は、明治20年の脚本楽譜条例と写真版權条例、明治26年の版權法を廃止して、新たに定められたものであった。脚本楽譜条例4条は「演劇脚本若クハ楽譜ノ興行権ヲ犯シタル者ハ興行権所有者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任スヘシ著作者又ハ其相続者ノ承諾ヲ經シテ未タ出版セサル脚本若クハ楽譜ヲ興行スル者亦同シ」、写真版權条例10条は「第八

---

\* わだ・しんいち 立命館大学大学院法務研究科教授

条二違フ者ハ版權条例二抛リ偽版ヲ以テ諭シ二十円以上二百円以下ノ罰金ニ処シ及損害賠償ノ責ニ任セシム。損害賠償ノ責ハ其原写真ノ版權年限終ルノ後一年ヲ以テ期満得免ノ期トス」、版權法16条は「版權所有ノ文書圖書ヲ偽版シタル者ハ其ノ版權所有者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任スヘシ。其ノ写本ヲ発売シテ版權ヲ犯ス者亦同シ」と定めており、それぞれにごく簡単であるが損害賠償責任の規定は存在した。明治32年の著作権法では、独自の損害賠償規定は置かれず、著作権法29条で「著作権ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス」とし、侵害の責任は前年に施行の民法に譲られた。その上で、不当利得返還請求に対しては、同33条に善意無過失で著作権侵害をした者は、現存利益のみ返還すればよいという規定が置かれ、民法には規定のない、著作権侵害行為に対する差止に関しては、同36条が「偽作ニ関シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保証ヲ立テシメ又ハ立テシメスシテ仮ニ偽作ノ疑アル著作物ノ発売頒布ヲ差止め若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ差止ムルコトヲ得」ことを特に定めた。その後の著作者人格権の保護を強化した昭和6年改正により、旧著作権法に36条ノ2が設けられ、「第18条[著作者人格権の保護]ノ規定ニ違反シタル行為ヲ為シタル者ニ対シテハ著作者ハ著作者タルコトヲ確保シ又ハ訂正其ノ他其ノ声望名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ...請求スルコトヲ得」と定められた。これを踏襲する形で、現行法の基礎となる昭和45年公布の著作権法になって115条に名誉回復などの措置に関する規定が設けられ、今日に至っている。

## 名誉・声望回復請求権の要件

### 1 著作者人格権侵害

著作権法115条は、著作者(法2条2号)又は実演家(法2条4号)が、故意又は過失により、著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害賠償に代えて、又は損害賠償と共に、著作者又は実演家であることを

確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復する措置を請求できると定める。故意又は過失という要件、「損害賠償に代えて、又は損害賠償と共に」という規定から、差止請求と異なり、不法行為の効果と考えられていることは明らかである。そして、著作権侵害全般ではなく、著作者人格権侵害の場合に限定されている。著作者人格権には、公表権(法18条)、氏名表示権(法19条)、同一性保持権(法20条)があるほか、名誉・声望を害する方法により著作物を利用する場合にも著作者人格権侵害が認められ(法113条6項)、そして、著作者や実演家の死後には遺族に名誉回復等の措置請求権(法116条)がある。著作者であることの確保や訂正という例示にもかかわらず、そして学説からの強い主張にもかかわらず、名誉・声望の回復のために請求されるのは謝罪広告であることが多い。以下、名誉回復措置等が認容される要件について個別に観察する。要件の概要は、故意過失により上記の権利侵害が生じており、損害が発生していること(近時は名誉毀損が存在しななければならないとされる。)、金銭賠償ではなく名誉回復措置による必要性のあることである<sup>2)</sup>。

#### (1) 公表権侵害

著作者のみが、自己の未公表の著作物を、どのような形で、どの時期に公表(法4条)するかを決定できる(法18条)。これが人格権に含まれるのは、著作物が著作者の思想、感情の表現であるという面を有するからであるとされる。もっとも、公表権侵害のみで回復措置請求が認められる場合は少ない。

「村山市史論文盗用事件」<sup>3)</sup>では、原告が村山市史に掲載目的で単独で創作した学術論文を、被告が故意に改変し、被告名義論文中に利用し、原告氏名を公表せずに複製して公表した。従って、公表権侵害のみならず、以下で触れる氏名表示権侵害と同一性保持権侵害も認められている<sup>4)</sup>。

公表権侵害のみを問うたのは、三島由紀夫の遺族による法116条に基づく請求があった「三島由紀夫 剣と寒紅 事件」<sup>5)</sup>である。三島由紀夫が被告に宛てて書いた未公表の手紙やはがきを無断で自己の書籍中に被告が

公表したため、三島由紀夫の遺族である原告らが、書籍の出版、頒布の差止めと損害賠償、朝日新聞全国版朝刊への「お知らせ」広告の掲載を請求し、損害賠償の一部、広告掲載を認容した<sup>6)</sup>。

(2) 氏名表示権侵害

著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供(書籍の頒布等)若しくは提示(放送等)の際に、氏名を付すか否か、どのような氏名を付すか(本名か、ペンネームや芸名のような変名か。)の決定は、著作者の権利である(法19条)。著作者の氏名が表示されることによって、著作者が社会的評価を得られ、そうでない場合にはその機会を失う。しかし、氏名が表示されないことによって、すでに得られていた著作者の社会的評価が損ねられることは、公表権侵害の場合と同様に考えにくい。そもそも、氏名が表示されない以上、事情に通じない第三者はその著作物と著作者を結び付けられない。そのため法115条が認める効果のうちでは、著作者であることの確保(氏名を表示させること。)が問題となる<sup>7)</sup>。

「阿蘇の恋唄事件」<sup>8)</sup>は、原告(唄の著作者)に無断でレコードが500枚製作された事件で、レコード販売の禁止、金銭賠償はされず、謝罪広告のみ請求され、地元の熊本日々新聞、大分合同新聞、業界紙である連合通信芸能速報への謝罪広告掲載を認めた。このほかの回復措置認容例も、他の著作者人格権の侵害と合わせて認められているものであるが、年代の古いものが多い。同一性保持権侵害のほかには氏名表示権侵害を認めているものに、原告の昆虫挿絵を無断で修正の上、他人の名前を付して雑誌に利用した「昆虫挿絵事件」<sup>9)</sup>、サンクリストフを滑降するスキー写真を無断で複写盗用し、右上部にタイヤを配して合成し改ざんした「パロディー事件」<sup>10)</sup>、フランス人作者によるパリー市街図が、被告によって無断で洋服箱や包装紙に用いられたことについて、原作者と日本国内での著作権者が損害賠償請求した「パリー市街図事件」<sup>11)</sup>がある<sup>12)</sup>。昭和61年の「パロディー事件」差戻上告審判決以降の事例としては、前出「村山市史論文盗用事件」<sup>13)</sup>だけである。この判決は、「控訴人[引用者注、1審原告]論文は、

学術論文としてその先行性が重視されるものであるところ、被控訴人〔引用者注、1審被告〕は、前示のとおり、故意に控訴人の著作者人格権（氏名表示権・公表権・同一性保持権）のいずれも侵害したにもかかわらず、終始一貫して、控訴人は独自の著作者人格権及び著作権を有していないと主張し続けたものであり、また、本件紛争は、盗作事件としてA県内の新聞やA県議会及びB市議会において取り上げられたが、これにより控訴人論文の著作者が控訴人であることが社会的に明らかになったものといえないことなど、本件における侵害の態様及びその後の経過に照らせば、控訴人論文の著作者が控訴人であることは一般社会通念上不明のまま推移したものである。」とする。名誉の回復ではなく、著作者であることの確保を重視したものと言える。なお、「目覚め事件」(後述<sup>4)</sup>)も謝罪広告を認容したが、かりにドラマ放映が許諾されていたとしても著者の氏名を公表しない著作者の意思があったと認めて、氏名公表権侵害は認めなかった。

### (3) 同一性保持権侵害

著作者は、その著作物と題号に関し、その意に反して変更、切除その他の改変を受けない権利を有する（法20条）。根拠については、文化財的な価値の高い著作物については、そのような価値を損ねないという目的も指摘されるが<sup>14)</sup>、通常は、著作者の主観的な意図であり、著作物の同一性に対する愛着やこだわりを保護したものとされる<sup>15)</sup>。もっとも、「改変」には何をもって「改変」されたと見るのか解釈の余地があるし、なにより法20条2項にはやむを得ない又は必要な改変を認める例外規定がある。

(1)(2)で取り上げた公表権や氏名表示権と合わせてではなく、同一性保持権侵害に基づいて回復措置が認められた例を一瞥しておく、被告の発行した書籍『民青の告白』内に、原告らが「民青新聞」「青年運動」に掲載した文章が無断で修正されて掲載された「民青の告白事件」<sup>16)</sup>がある。また、「地のさざめごと事件」<sup>17)</sup>は、旧制高等学校関係戦没者慰霊事業の一環として刊行された遺稿集「地のさざめごと」の新版を発行するに際し、編集者による序文、あとがきの変更を求めたが、これらの変更とこれらを

掲載しない新版の出版を原告らが許諾しなかったため、被告である旧制高等学校の同窓会全国連合会及び出版社が序文等を付さずに新版を出版したことが、編集著作権、編集著作者人格権を侵害するとした。本件では、原告が修正を承諾せず、新版出版を差止めたのは、同一性保持権を侵害するとしても権利の濫用にあたるという被告側の主張を排斥した<sup>18)</sup>。

#### (4) 名誉・声望毀損行為

法113条6項のみで、名誉回復請求を認めたものはない。同一性保持権侵害と合わせて主張されたのには、原告の「妻たちはガラスの靴を脱ぐ 第1話「目覚め」」の特に前半ストーリーの類似したテレビドラマ「ドラマ女の手記『悪妻物語? 夫はどこにも行かせない! 海外単身赴任を阻止せよ』に無断で、改変された上用いられた「目覚め事件」<sup>19)</sup>がある。

#### (5) 著作権侵害・民法上の人格権侵害

著作財産権侵害に対して、著作者人格権侵害の場合のように金銭賠償以外の救済措置の請求が認められないのかという問題について、一般的に民法723条の適用があり、名誉回復請求ができると解するようである<sup>20)</sup>。しかし、著作財産権侵害と著作者人格権侵害が合わせて認められる場合とはもかく、著作財産権侵害単独で問題になることは、公表判決をみる限り見られないと言える。その中で、「雑誌『諸君!』事件」<sup>21)</sup>では、原告であるジャーナリストが、自己の著作を引用して批判する被告の雑誌への反論文請求をする際に、その根拠として民法723条のほか、法20条の同一性保持権侵害と法115条を挙げた。しかし、この判決では同一性保持権侵害も、名誉毀損の不法行為としての批評の違法性も認めず、名誉回復措置請求の妥当性の判断まで至らなかった。

## 2 名誉毀損の存在

法115条が名誉若しくは声望の回復と効果を定めているにもかかわらず、名誉や声望が毀損されていることが回復措置請求の明確な要件であるとは意識されてこなかった。しかし、「パロディー事件」差戻上告審判決が明確に名誉毀損の存在を要件としたことで、その後の裁判実務に大きな影響

を与えている。著作者人格権侵害の金銭による賠償は損害が発生していれば十分であるが、回復措置が認められるためにはさらに名誉毀損が必要と言う「ダブルスタンダード」状態を生じている<sup>22)</sup>。

(1) 「抽象的」名誉毀損

最高裁判決以前の下級審判決をみると、回復されるべき名誉や声望は、極めて抽象的観念的に捉えられていて、著作者人格権侵害を認める事実につけ加えて吟味されるところがない程である。氏名表示権侵害の「阿蘇の恋唄事件」<sup>23)</sup>では、名誉毀損への言及すらなく、名誉毀損や社会的評価の低下といった言葉が用いられていても、具体的にそれを徴表する事実の認定は行っていない。このタイプには、氏名表示権侵害と同一性保持権侵害を認めた「昆虫挿絵事件」<sup>24)</sup>や「パロディー事件」<sup>25)</sup>、「パリー市街凶事件」<sup>26)</sup>、同一性保持権侵害の「地のさざめごと事件」<sup>27)</sup>も入る。「地のさざめごと事件」では、著作者の主張や意見が正確には伝わらない形で公にされており、読者に真実について誤解を生じ得るという意味では社会的評価の低下の「可能性」は存在していたとも言える。「パロディー事件」でも、改変の上無断利用された原写真作品とその作者を知る者にとっては、原作者本人が適法に利用させたとの誤った認識を持つ可能性は否定できない。作品の重要部分に改変のあった「パリー市街凶事件」も同様であろう。「民青の告白事件」<sup>28)</sup>では、確かに、著作者人格権侵害に基づく慰謝料と、名誉毀損に基づく慰謝料と謝罪広告に分けて請求があり、裁判所も謝罪広告の要否の判断にあたり名誉毀損の有無を判断している。しかし、文面内容から原告についての誤った「印象を世人に与えるおそれが十分」であれば良いのである。この権利侵害によって、取引が減ったとか、悪い評判が立った、改変によって著作の質が低下し、原著作者について誤った認識を現実に生じたかどうかは問われていない。他方、「阿蘇の恋唄事件」や「昆虫挿絵事件」では、むしろ氏名表示、真の作者が誰であるかの事実の告知に意味がある。だから、氏名表示権侵害(著作者の真意に沿わず、氏名表示がない。)から直ちに(名誉毀損の有無とは関わりなく。)謝罪広告

の効果(氏名表示をすること。)が導き出される。

(2) 「具体的」名誉毀損

下級審の状況が<sup>(1)</sup>でみた様であったにもかかわらず、法115条の名誉が客観的な名誉毀損であり、この根拠となる事実の存在を求めたのが「パロディー事件」差戻後上告審<sup>29)</sup>であった。この判決は、最判昭和45.12.18民集24巻13号2151頁を引用し、「著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであって、自己が自身の人格の価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないと解すべきである。」という。原審認定の事実では、社会的声望名誉が毀損された「事実が存在しない」のみならず、毀損された「事実を推認することもできない」として、慰謝料部分と共に謝罪広告についても破棄差戻したものである。引用された昭和45年判決は、ある政党の党員が対立する政党の党員に対し、対立候補の選挙対策委員に委嘱する旨の委嘱状を送付したことに対し、民法723条に基づいて、原告に謝罪状の交付を求めた事件で、名誉感情の侵害のみでは回復の対象とはならないことを述べた判決である。民法723条の解釈としては定着しているが<sup>29a)</sup>、法115条も民法と同様に解釈することを明らかにしたのが、昭和61年判決であった。ただし、民法の名誉毀損では、当然のことながら権利侵害(名誉毀損そのもの。)があれば、社会的評価の低下が存在するかどうかはそこで判断済みである(真実と異なる事実が公表されたことが前提であるので、通常は社会的評価の低下が肯定される。)後、金銭賠償のほかに回復措置を認める必要性の判断が残るだけであろう。しかも、客観的判断ではあるが、必ずしも具体的な影響のあった事実の存在を求めるわけではない。前出の謝罪広告請求認容事例である「パリー市街凶事件」でも、この最高裁判決に照らせば、名誉毀損の事実認定を欠いたまま謝罪広告を認容したと評価されることになる<sup>30)</sup>。

(3) 判例批判

判例には学説からの批判が強い。学説は名誉毀損を回復措置の要件



とすべきでないという見解である。判例のように、「パロディー事件」でモンタージュ写真による原告の社会的評価の低下を問題にしようとするれば、本件写真よりも本件モンタージュ写真の芸術的価値が低いことを検討しなければならないが、そのような比較検討は裁判所に不可能であり、謝罪広告請求の道を閉ざすことになるからであり、また、氏名表示権侵害の場合、氏名が表示されていないのだから著作物と著作者を結び付けられず、社会的名誉の低下は考えられなくなるからである<sup>31)</sup>。

これを克服する解釈が試みられている。まず、法115条は「名誉毀損」を要件とはしていないという見解がある<sup>31a)</sup>。確かに、すでに(1)に見たように、名誉毀損は権利侵害(著作者人格権侵害)レベルでは出てこない(法113条6項はもちろん別である。)。もっとも、名誉回復措置を行う以上は、回復に値する名誉毀損が生じていることが前提になると考えられる。損害賠償の一環として考える場合には、回復対象となる損害の発生は要件として認めざるを得ないであろう。

そこで、法115条の名誉毀損は要件としたうえで、その解釈が問われることになる。その一つは、原告の名誉声望はその著作物に化体しているものであるから、著作者人格権を侵害する物が公衆の前に客観的に存在していたとき、当然に名誉が侵害されたものとするものである<sup>32)</sup>。この見解は、「パロディ事件」差戻控訴審認定の事実から、原告の社会的声望名誉が毀損された事実を推認することができないと判決はいうが、著作物の改変と声望名誉の侵害とは強く関連付けられているため疑問という<sup>33)</sup>。著作者人格権が、公表であれ、氏名表示であれ、同一性の保持であれ、著作者の意思を尊重しているとするれば、著作者の意思に反したことが著作者人格権侵害と同時に名誉毀損を生じると考える方は妥当に思われる。しかし、著作物への「化体」というのは理解し易いとは言えないだろう。判例が回復措置の対象としないという名誉感情の侵害とは別に、そして、社会的評価を具体的に著作者に生じた有形無形の悪影響から推認するのではなく、抽象的な著作物の著者としての評価、著作者も当該著作物を公表している

場合には、著作者の方が剽窃の疑いをかけられる等の社会的評価の低下の可能性を考えて行くべきである<sup>34)</sup>。著作者人格権侵害が生じたという事実が認識されず、その意味で誤った情報が社会に流布されたままの状態である限り、既に悪影響は生じていなくても、生じる可能性はあるのであり、回復措置はそのような状況から著作者を救済する手段であると考えべきであろう。「可能性」とどまり、現実には生じていないのであれば、事後的救済手段としての損害賠償にはなじまないという批判はあろう。しかし、それは著作権法において名誉毀損の損害をどのように捉えるか次第である。損害を具体化したものに限定するのではなく、以上のような状態も含めて考えるかどうかである。そのように考える必要性は存在する。著作者人格権侵害には慰謝料のほか、差止請求も認められており、侵害行為が行われるおそれがあるときや、侵害行為が継続しているときには、救済が認められている。権利侵害的な著作物が公に視聴される形で存在するときには、その除去請求も可能である。しかし、権利侵害行為は終息したが、誤った事実の認識(情報)の形で影響を発生させる可能性が残っている場合には、これを名誉回復措置によって救済すべきだからである<sup>35)</sup>。

#### (4) 近時の判決例

しかし、昭和61年最高裁判決後の名誉毀損の肯定事例は、残念ながら僅かである。「目覚め事件」<sup>36)</sup>は、ストーリーや表題の改変によって、女性の自立や権利擁護、企業支配への批判といった著作者の主張が、結局は海外赴任を受け入れるというように歪められているとして、同一性保持権侵害、法113条3項[当時]の名誉声望の侵害を認め、慰謝料100万円を認めたと上、さらに、同一性保持権侵害の態様に加え、今日まで著作者の社会的な名誉声望を回復するために誠意ある措置をとっていない被告らの対応を考慮し、謝罪広告を朝日新聞本社版に1回掲載することを認めた。「村山市史論文盗用事件」<sup>37)</sup>も最近の数少ない回復措置認容判決であるが、前述の通り、真の著作者の確保のために謝罪広告掲載を認めたものであり、氏名公表権侵害については詳しく述べているが、名誉毀損つまり氏名公表権

侵害による社会的評価の低下が存在することは問わなかった。

「村山市史論文盗用事件」は上告の結果、上告棄却で確定したため、実質的な判例変更との評価もある<sup>38)</sup>。しかし、「パロディー事件」差戻上告審に従い名誉毀損が不在だとする判決を見出すことは容易である。「樹林事件」<sup>39)</sup>は、被告が千葉大学工学部工業意匠学科の卒業研究として制作した「タイポグラフィカルアート・凹凸をもった文字たち」が、原告がレリーフ「樹林」に対して有する翻案権、同一性保持権を侵害すると認めたものの、「原告は、20数年のプロ実績を誇る芸術家であって、学生であった被告高橋との実力差は明らかである事実が認められるから、右被告らの行為により、原告の芸術家としての名誉声望が傷付けられたとまでは認められない」とした。「ぐうたら健康法事件」<sup>40)</sup>も、原告(医師)は電話で、月刊誌に公開した「ぐうたら健康法」を被告(スポーツドクター)が講演に使う旨了解していたが、その半分ほどを一部変更して書籍に出版することまで承諾していたとは言えず、氏名表示権侵害、同一性保持権侵害を認めながら、「原告の著作者人格権の侵害以上に、原告の社会的名誉等を毀損したものとまで認めることはできない」として謝罪広告請求は認めなかった<sup>41)</sup>。「スマップ大研究事件」<sup>42)</sup>は、原告出版社のインタビュー記事は原告出版社の著作物であり、これらを組み合わせて作った被告書籍「スマップ大研究」は、原告会社の複製権または翻案権を侵害する。また、原告の記事を複製し又は翻案した記述があるのに原告会社の氏名を表示しないのは、氏名表示権侵害であるとしつつも、原告らの受けた損害を賠償するためには、著作権侵害による損害を賠償すれば足り(被告書籍の共同著作者と主張しているので、利益の半分をベースに算定。)、著作者人格権侵害による損害賠償を認める必要はないという。謝罪広告については、「被告書籍が出版されたことによって原告出版社らに対する社会的な名誉が毀損されたことをうかがわせる証拠はない」として認めない<sup>43)</sup>。「新橋玉木屋事件」<sup>44)</sup>は、被告が、包装紙、パンフレット、チラシなどに使用している図柄は、被告が従前使用していた図柄に修正を加えて使用しているもの

であるが、原告がある原画を模写して作成した絵画に酷似しており、複製権の侵害にあたり、また、絵画の荷箱の文字を「座ぜん豆」から「津くだ煮」「玉木屋」に変更しており、同一性保持権侵害にあたり、使用にあたっては原告の氏名を表示していないから、氏名表示権侵害にもあたると認め、著作権侵害の財産損害として300万円を下らないとし、著作者人格権侵害による慰謝料は、本件絵画に被告などの名が記されて流布されたことを考慮して100万円を認容したが、しかし、謝罪広告請求については、人格的価値について社会から受ける客観的な評価が害されたとはいえないとして棄却した<sup>45)</sup>。「デール・カーネギー著作権侵害事件」<sup>46)</sup>は、アメリカ人の文筆家、講演家であるデール・カーネギー(1955年死亡)の著作と講演の著作権の遺産相続した子、教育事業等を承継している米国法人等が原告となり書籍を日本語訳し、講演を日本語訳したカセットテープを製作販売した被告に対し、著作権侵害、商標権侵害、不正競争防止法違反が認められ、差止請求と財産損害賠償については一部認容されたが、原告が求めた、朝日、毎日、読売、日本経済の各新聞への3種類の謝罪広告については、書籍の発行とカセットテープ作成による同一性保持権侵害を認めるものの、改変がデール・カーネギーの社会的な名誉声望を毀損する行為である事情が認められないとして棄却した<sup>47)</sup>。「法律解説書事件」<sup>48)</sup>では、一般人向け法律の解説書で、既存の著作物と同一性を有する部分が、法令又は判例学説によって当然に導かれる事項であるとき等には、表現上の制約がある中で、一定以上まとまりを持って、記述の順序を含め具体的表現において同一である場合には、複製権侵害に当たる場合があるとし、財産損害として1万9881円を認める。著作権侵害に基づく慰謝料請求はそもそも請求根拠がないとし、氏名表示権、同一性保持権侵害については、被告らの3つの表現につき各5万円、合わせて15万円を認容した。謝罪広告は最判昭和61年を引用し、原告の著作者人格権は侵害されているが、人格的価値について社会から受ける客観的な評価が低下したような態様のものとはいうことができないとして棄却した。このように昭和61年判決以降の名

誉回復措置請求では、社会的評価の低下した具体的な事実の主張立証が求められることにより、それゆえ請求の認容は極めて困難化していると言える。

### 3 回復の必要性

#### (1) 必要性の判断

##### (a) 学 説

判例の意味での名誉毀損を要件とした上に、さらに慰謝料では不十分であり、回復措置を認めるべき必要性を要件とするなら、要件のハードルは相当高いものになる。しかも、従来は、著作者人格権侵害の場合の名誉毀損の内容や、ひいてはその回復措置請求の機能があまり意識されていないため、必要性についても種々の見解が述べられている。例えば、社会的評価の低下の程度や範囲だけを問題とし、それが僅かである場合には必要性を認めないとする見解があるかと思えば<sup>49)</sup>、侵害態様の悪質さを考慮し、相手方に悪意があったり、事実を否定し続けたような場合には認めるのが妥当とする見解もある<sup>50)</sup>。事実を否定し続ける場合には社会的評価の低下の拡大にもつながるが、加害者の悪意を問うのは、客観的な名誉回復とは直接結びつかず、制裁や抑止を考慮するものとなる。判決では回復措置の認否の理由は明らかでなく、その現状をそのまま記述するなら、著作者人格権侵害の態様、加害行為の程度・回数、加害者の意図、行為後の加害者の態度、被害回復状況、著作者（原告）の求める回復措置の内容、加害者（被告）の負担を総合的に考慮して必要性を判断すべきというほかない<sup>51)</sup>。しかし、2(3)で述べた意味での名誉の回復を考えるなら、必要性判断もこれを前提に判断すべきなのである。

##### (b) 積極判断例

必要性を肯定する判決は、「パロディー事件」差戻上告審判決以降に著作者人格権侵害に基づいて名誉回復措置を認めた、「目覚め事件」<sup>52)</sup>と「村山市史論文盗用事件」<sup>53)</sup>のみである。前者は著作者の意図が歪曲してドラマ化され、名誉毀損の可能性は高く、しかもその回復が加害者によっ

ととられていないことを理由とする。後者も、学術論文ではその先行性が重視されること、公表権、氏名表示権、同一性保持権のいずれもが侵害されているにもかかわらず、被告は原告が著作者でないと主張し続けたこと、侵害とその後の経過に照らし、原告が論文の著者でないことが一般社会通念上不明のまま推移したことを理由とする。名誉回復措置をもっと有効に機能させるべきだと考える学説からは、「ただ乗り」現象の横行する風潮に対して極めて有意義であると評価されている<sup>54)</sup>。

(c) 消極判断例

「壁の世紀事件」<sup>55)</sup>では、原告の未発表著作<sup>56)</sup>を、被告が574頁の書籍中7-8頁分無断で改変の上引用した。判決は、複製権侵害に基づき、書籍全体の販売禁止、廃棄などは認めた。財産損害については、未発表著作が発表出来なくなった損害との相当因果関係はないとして、10万円を相当とした。著作者人格権侵害については、公表権、氏名表示権、同一性保持権のいずれの侵害も認めて40万円を認容するが、朝日新聞と日本経済新聞への謝罪広告掲載請求については、差止と損害賠償に加えて認める必要はないとするのみである。慰謝料額もそう高くなく、改変引用ページ数が全体のわずかであるため、侵害の程度が小さいという判断であろうか。または、名誉毀損の要件(前述2)を欠くという判断も入るのか不明である。「ときめきメモリアル事件」<sup>57)</sup>では、ゲームソフト「ときめきメモリアル」の初期設定とコマンドの選択に関連付けられた各能力項目の加減はゲームソフトの本質的構成部分となっているとし、これを改変し、無力化するメモリーカード製作者は、原告の同一性保持権を侵害するとした。原告の損害として、メモリーカードの販売総額、販売利益、ゲームソフトの内容、性格、侵害の態様を考慮して100万円が相当とした。朝日新聞及び日本経済新聞への謝罪広告掲載が請求されたが、侵害の内容・程度に鑑み、名誉回復措置としての謝罪広告までは必要ないとする。メモリーカードは700個輸入され、実売は512個と認められている。「ときめきメモリアルアダルト映画化事件」<sup>58)</sup>は、上と同じゲームソフトの主たる登場人物である「藤

「崎詩織」の清純なイメージを著しくゆがめるアダルトアニメーションを制作販売したことについて、複製権、翻案権侵害で被告の売上利益として推認される27万5000円の賠償と、同一性保持権侵害について、慰謝料200万円を認容した。にも関わらず、朝日、読売、毎日、日本経済新聞への謝罪広告請求については、前記認定の一切の事情を勘案すると必要ないというに止まる。この事件でも、制作されたビデオが500本にとどまる<sup>59)</sup>。以上の2件では、商品による侵害であり、頒布数も限られるが、地域的に頒布範囲が限定できず、回復の方法の選択は難しい。商品による場合でも、広く一般的に業界や顧客に対して信用を回復する必要性が認められるならば、一般的なメディアによって適切な回復が可能である。

これに対して、「羽根マーク事件」<sup>60)</sup>は、グラフィックデザイナーである原告が、被告角川書店のために作成したシンボルマーク及びその複製物の一部を、被告が勝手にスキャンし、新たな文庫本シリーズのシンボルマークとして文庫表紙や新聞、電車中吊り広告に使用したことが複製権侵害にあたり、財産損害の賠償300万円のほか、著作権と同一性保持権侵害(両者を区別せず)に基づく慰謝料50万円を認容したが、毎日新聞社会面への謝罪広告請求については、不法行為の態様、原告の被った精神的損害の内容、その他一切の事情を考慮して必要ないとする。「デンバー元総領事写真事件」<sup>61)</sup>も、必要性が認められるほどの名誉毀損が存在しないという。この事件は、原告作成のホームページ上でアメリカのデンバー市を紹介したウェブサイトで、原告が撮影した知人であるデンバー元総領事の写真を掲載していたところ、被告の放送したテレビ番組中で無断で写真が使用された。複製権、公衆放送権の侵害による財産損害として、使用料相当の1回5万円、12回放送で60万円を、氏名表示権、同一性保持権侵害による慰謝料10万円を認める。謝罪放送と被告ホームページへの謝罪広告の掲載の請求については、その必要性が認められるほどの名誉又は声望は侵害されていないとして棄却した。これら2件は、著作者人格権を侵害する行為は広い範囲で行われているが、認容慰謝料額に表れているよう

に、侵害程度は大きくないという判断であろう。

なお、すでに被告により訂正などが行われていて、改めて訂正や謝罪広告を認める必要がないとの判断に至ることもあり得る。例えば、「イルカの生態写真事件」<sup>62)</sup>で、原告はイルカを写真撮影し「Dolphin Blue」と題する CD-ROM ソフトに収録した。被告はその発行雑誌「CD-ROM Fan」に上記イルカの写真を無断で複製し、掲載した。判決は、複製権侵害につき113万円の財産損害を認め、CD-ROM から紙媒体への転用自体は、質的劣化を招かないから同一性保持権侵害とならないが、写真の一部を削除したり、文字を重ねて掲載した場合には同一性保持権侵害に当たるとし、また氏名表示権侵害を認めて慰謝料50万円を認容した。しかし、朝日、読売、毎日新聞への謝罪広告請求については、「被告らが原告の氏名表示権を侵害したことは前示のとおりであるが、……本件記事において本件写真がジャック・マイヨールを著作者とするような構成になっているとまでは認められず、本件雑誌の173頁において、本件写真が「Dolphin Blue」から使用された旨が記載されており、さらに「CD-ROM Fan」11月号に前記認定のとおり『お詫びと訂正』の記事が掲載されたことからすると、著作者であることを確保するために謝罪広告を掲載することが必要であるとまでは認められない。また、被告らが本件写真を本件雑誌に掲載したことにより原告の名誉又は声望が侵害されたことを認めるに足りる証拠はないから、これを回復するために謝罪広告を掲載する必要があるとも認められない」として棄却した<sup>65)</sup>。著作者であることの確保はすでにされており、名誉回復については、具体的名誉毀損の存在を否定した判決である。「魔術師事件」<sup>66)</sup>でも、事前に被告により侵害事実の告知がなされていた。原告の著書『魔術師 三原脩と西鉄ライオンズ』について、被告会社(文藝春秋)と出版責任者である被告は540か所の訂正をして改訂版を発行したが、そのうち193か所は原告の同意を得ておらず同一性保持権侵害にあたり、被告会社と被告それぞれ別に朝日新聞への謝罪広告、連帯して1100万円の支払の請求、被告会社の発行する『本の話』に読者への回収協



力を訴える広告の掲載，書籍の回収廃棄を請求した。判決は，慰謝料150万円を認容したが，「原告は，被告らに対して，著作者人格権（同一性保持権）の侵害を理由として，著作権法115条に基づいて，謝罪広告の掲載及び「魔術師」第2刷ないし第4刷の読者からの回収と廃棄を求めているが，著作権法115条に基づく請求が認められるためには，著作者人格権の侵害によって，著作者の社会的な名誉声望が毀損されることが必要であると解される。上記認定のとおり，被告Bの著作者人格権侵害行為においては，実質的な内容が変わったり，明らかに事実が誤りとなったものが，30箇所，他の著書からの引用について正しく引用されなくなったものが，6箇所存するが，他の部分は，主に表現や表記の方法が変更されたものであり，上記36箇所についても，著書の客観的な価値を毀損するほどの重大な変更とは認められないから，被告Bの著作者人格権侵害行為によって，原告の社会的な名誉声望が毀損されたとしても，その程度は大きいものとはいえないこと，前記争いのない事実のとおり，被告会社は，平成12年4月26日までに「魔術師」の車内在庫については出庫停止とし，取次店に同署の回収を依頼することを決定し，「魔術師」回収の事実は，「トーハン週報」（5月3週号）等に掲載されたものであり，弁論の全趣旨によると，上記出庫停止及び回収は，既に実施されたものと認められること，その他本件に現れた一切の事情を考慮すると，被告らに対する損害賠償請求を認めたとえ，更に被告らに謝罪広告を掲載させて，読者から回収させることまで必要であるとは解されない。」とし，名誉毀損の程度が小さいことと，回収の事実がすでに関係者に周知されていることを理由に謝罪広告請求は棄却した。

原告勝訴の判決自体によって関係者との関係で名誉が回復されるから，改めて謝罪広告の必要を認めないとするものもある。「西瓜写真事件」<sup>63)</sup>で，原告が撮影した西瓜の写真をまねて被告が写真撮影をし，被告会社がカタログに掲載したことが，同一性保持権侵害に当たるとして，慰謝料500万円，日本広告写真家協会発行の「P NEWS」への謝罪広告の掲

載、既発行のカタログの改修と廃棄、新たな発行と頒布の禁止を請求した。判決は、1審を覆し、同一性保持権侵害を認め、差止請求と慰謝料100万円を認容した。しかし、回収破棄請求については困難であるとして棄却の上、謝罪広告請求についても、「被控訴人写真は、被控訴人カタログに掲載されたのみであり、控訴人が、社団法人日本広告写真協会の著作権委員会に所属する写真家らと協議を重ねたうえ、本訴を請求したものであることが認められ、この事情の下では、判決によって控訴人の名誉が回復されることになり、その他更に名誉を回復するための格別の処分を命ずる必要はない」として棄却した<sup>64)</sup>。

#### 4 金銭賠償との関係

##### (1) 基本的な関係

法115条も、民法723条や不正競争防止法14条と同じく、損害賠償と共に、又は損害賠償に代えて名誉回復に必要な措置の請求を認める。これは、損害に対する賠償手段の選択、つまり損害賠償の効果の問題として扱われるのが普通である。名誉回復措置が請求されていないのに、裁判所が慰謝料と共に、又は慰謝料に代えて名誉回復措置を認めることはない。控訴理由に入っていないければ、控訴審で認容される余地もない<sup>67)</sup>。

本稿で、金銭賠償との関係を要件の問題として取り扱っているのは、不正競争防止法14条の場合と同様、金銭によらない回復措置が慰謝料請求権とは別の性質をもち、目的の異なる請求ではないかという問題意識からである。慰謝料が精神的損害の填補に対して、回復措置はそうではない「損害」の填補であると見ている点で、二元的な理解をしている<sup>68)</sup>。

これに対して、慰謝料と回復措置は共に同じ「損害」を填補していると一元的に理解するなら、慰謝料額に応じて、適当な措置の内容も調整するとか<sup>69)</sup>、名誉回復等措置請求を認容することで、原告の受けた精神的苦痛が全て填補され、または精神的苦痛に対する慰謝料が減額されることはあり得るから、損害賠償に代えてという文言は当然のことを述べたものである<sup>70)</sup>。判例は著作者人格権侵害についてもこの見解に立つ。

なお、著作者人格権侵害の場合の慰謝料は、弁論の全趣旨から認定するのが一般的だが、近時の民法の名誉毀損の慰謝料の高額化によって従前よりは高額化してきたとの指摘もあるものの<sup>71)</sup>、既に見たように著作者人格権侵害の慰謝料もあまり高くなく、100万円程度が多い。比較的高額の認容例としては、「ときめきメモリアルアダルト映画化事件」の200万円認容事例がある(ただし、3(1)(c)で触れたように謝罪広告請求は棄却)<sup>72)</sup>。

(2) 「損害の賠償に代え」認めた例

慰謝料と名誉回復措置が請求されていて、名誉回復措置のみを認めた例は見当たらない。名誉回復措置だけが請求されることはあるが、「阿蘇の恋唄事件」<sup>73)</sup>の例をみる程度である。

(3) 「損害の賠償と共に」認めた例

「昆虫挿絵事件」<sup>74)</sup>は、昆虫の原画作者4人に、最高10万3千円から1万5千円までの慰謝料と、著作者名を明らかにする謝罪広告の掲載を認めた。後者は、4人分一括で1回掲載である。「民青の告白事件」<sup>75)</sup>も、原告らに対し一括して謝罪する謝罪文(かなりの長文で反論文とも言えるもの。)の掲載を請求した。これに対し判決は、著作者人格権侵害のみの原告3名には慰謝料のみ(5万円1名、2万円2名)、民青同盟と他の3名には慰謝料(民青同盟に15万円、15万円2名、6万円1名)のほか謝罪広告も認容したが、原告ら個別に3種類の謝罪広告を認容し、文面も不法な引用箇所指摘、解説に対する謝罪に短縮した。この事件の控訴審は、1審では認容された民青同盟についての謝罪広告を認めない。理由は付されていない<sup>76)</sup>。「パリー市街凶事件」<sup>77)</sup>では、フランス人原著作者に著作者人格権侵害の慰謝料100万円と、朝日新聞、毎日新聞の東京本社版に「著作権侵害に対するお詫び」の掲載が認められた。「地のさざめごと事件」<sup>78)</sup>は、原告に慰謝料200万円と朝日新聞、毎日新聞、静岡新聞への謝罪広告の掲載、参加人の一人に対し慰謝料20万円と静岡新聞への謝罪広告の掲載を認める。名誉回復措置が認容されている事案で、慰謝料認容額が比較的高いのは、権利侵害の大きさや侵害態様の不法性が考慮されている結果で

あろう。

「パロディー事件」1審<sup>79)</sup>は、少なくとも慰謝料は50万円は下らず、原告の毀損された名誉信用は謝罪広告で回復されるべきとし、「パロディー事件」差戻控訴審<sup>80)</sup>までこれを維持したが、差戻上告審<sup>81)</sup>は、慰謝料についても一つの判断を示した。著作権侵害による慰謝料請求と著作者人格権侵害による慰謝料とは別の請求であることを前提としたのである<sup>82)</sup>。しかし、著作権侵害に基づく請求と著作者人格権侵害に基づく請求が区別されることなく、慰謝料と謝罪広告が請求されたからといって、それを不合法とすることには批判が強い<sup>83)</sup>。訴訟物を異にする理由として、著作権と著作者人格権とは保護法益が異なることを掲げることはあり得るとはしつつも、しかし、本件では、著作財産権侵害の主張を控訴審で一度は撤回し、差戻控訴審で再び主張しているが、請求額が50万円と変わっておらず、しかも、著作財産権侵害を謝罪広告請求の理由一つとして挙げており、原告としては同一の名誉感情の毀損の回復を意図していたのではないか。また、申立て自体には当事者の処分権主義が妥当するにしても、法律構成に誤謬があれば、裁判所は請求原因に掲げられた具体的事実に基づいて、請求の法的性質を決定してよいのだから、著作者人格権に基づく慰謝料請求をしているにすぎないとして請求を適法とする方法もあった、と指摘する<sup>84)</sup>。訴訟物論の観点からも、訴訟物論争がターゲットとしてきたのは規範力の客観的範囲と、民事訴訟法186条(現246条)の申立事項の決定であり、本件で問題になるのは后者であるが、この場合の訴訟物の個数問題は、原告の合理的意思解釈に帰着する、との批判がある<sup>85)</sup>。もっとも、著作権侵害に基づいて慰謝料が認められることは稀である<sup>86)</sup>。名誉回復措置の必要性の際に考慮されるのもっぱら著作者人格権に基づく慰謝料である。

その後の「目覚め事件」<sup>87)</sup>では、著作権侵害に基づく財産損害賠償のほか、著作者人格権侵害に基づく慰謝料100万円と、朝日新聞本社版への謝罪広告請求が認められ、控訴審<sup>88)</sup>もこれを維持した。「村山市史論文盗用

事件」<sup>89)</sup>では、すでに配布物はほとんど回収され、被告が高校教諭や村山市史編纂委員の職を辞する等社会的制裁を受けているにもかかわらず、謝罪広告掲載は1審を踏襲して認め、回復の重要性を確認した<sup>90)</sup>。1審が最高裁判例に倣って著作権侵害に基づく慰謝料を棄却したため、原告が控訴審では著作権侵害と著作者人格権侵害に基づく慰謝料を選択的に主張し、慰謝料は50万円から150万円に認容額が3倍になった。著作権侵害による財産損害についても、1審の10万円から40万円に引き上げられている。もっとも、原告の論文執筆の労力を金銭評価しているが、当時の原告の家庭教師のアルバイト代等を計算の基礎にする妥当性は疑問視される<sup>91)</sup>。最高裁判例に従い謝罪広告は認容せず慰謝料のみを認めた「樹林事件」<sup>92)</sup>でも、慰謝料の二元論には依拠していない。昭和61年最高裁判決以降も、慰謝料の根拠を著作権侵害と著作者人格権侵害を二元的に捉えることは、具体的名誉毀損を名誉回復措置の要件とすること程には徹底していない。

(4) 名誉毀損はあるが慰謝料のみで十分とする例

氏名表示権侵害を認めながら、著作者であることの確保するための措置を認めないのは、「ハイタク旅行事件」<sup>93)</sup>である。この事件は、原告書籍「第6号観光ハイヤー」に基づいて被告が「ハイタク旅行1号」を制作したことに複製権侵害、同一性保持権侵害及び氏名表示権侵害を認める。原告は、財産損害は請求せず、著作権侵害及び著作者人格権侵害に基づく精神的損害は1000万円を下らないが、うち800万円を請求したのに対して、判決は、著作権侵害の慰謝料40万円、著作者人格権侵害の慰謝料10万円を認容した。本件は慰謝料について二元的に認める見解をとっている。ただし、書籍の出版、販売等差止請求は認容するが、業界新聞である「旬刊旅行新聞」「月刊ザ・タクシー」への謝罪広告請求については、「金銭賠償のほかに著作者であることを確保し、又は原告の名誉声望を回復するための措置が必要であるとは認められない」とする。「邪馬台城跡写真事件」1審<sup>94)</sup>では、原告であるアマチュア史家が撮影した紀伊半島に所在する石垣の写真を、津軽中山に存在したとされる邪馬台城跡の写真であるとして

被告が執筆した書籍に掲載したことにつき、複製権侵害、公表権侵害、氏名表示権侵害を認めた。著作権侵害、著作者人格権侵害につき各100万円の慰謝料を請求し、原告が日本経済新聞に掲載した記事の盗用、翻案について、200万と100万の慰謝料を請求した。著作者に対しては、東奥日報、河北新報、朝日新聞社会面への謝罪広告、書籍発行者たる被告については、朝日新聞への謝罪広告と、書籍の不当個所の削除を請求した。判決は、書籍への掲載についてのみ、各10万円の慰謝料を認容し、著者への謝罪広告請求は名誉回復措置としては慰謝料支払いで十分とし、発行者への謝罪請求については、削除(差止)請求は再発行の恐れがなく、故意に行われた権利侵害でないことに加え、著者への謝罪を認めることができないとの均衡上認められないとした。日本経済新聞記事の剽窃については侵害の存在自体を認めなかった。この事件の控訴審<sup>95)</sup>は、著作者人格権に基づく慰謝料を30万円に引き上げた。しかし、謝罪広告については、原告がアマチュア史家であって写真も学問的ないし芸術上の高い評価を得ているものではないこと、写真に氏名が表示されていないから、原告の撮影によるものとは読者に知られないこと、問題となる被告発行の書籍の一つが3000部発行で既に絶版であり、別の書籍は1000部発行の非売品であり、謝罪広告で回復が必要なほどではないと認めている。氏名表示権侵害の場合に名誉毀損の要件が満たされない問題が現実化した一例である。回復に必要な名誉毀損が存在するかどうかを問うことは、慰謝料と回復措置の損害の二元的理解に基づけば、1審の様に慰謝料認容と相関させるよりは妥当である。ただし、本件では発行方法、部数を問題にするが、原告請求の掲載方法が過大であるにしても、この点は裁判所の裁量による調整可能性もある。

## 名誉・声望回復請求権の効果

### 1 謝罪広告の是非

著作者人格権侵害の場合の名誉回復措置としては謝罪広告請求が実務では一般的である。学説では、侵害態様が悪質な場合等に謝罪広告が妥当な

場合もあり得るとの留保をつけるが<sup>96)</sup>、否かはあるうが、謝罪広告よりも侵害事実を告知する訂正広告が妥当とする見るものが有力である<sup>97)</sup>。事実の周知を目的とするならば、判決内容の告知のような方法の提案もある<sup>98)</sup>。どのような回復措置を求めるかという問題は、法115条の回復措置が「何を」、「どのような目的」で回復するものかと考えるか次第である。学説が、訂正広告を重視するのは、法115条の要件として具体的な名誉毀損の存在を要件とすることを疑問とし、ひいては本条の目的を、そのような「名誉毀損の回復」のみに置くことへの批判とつながっている<sup>99)</sup>。そこで求められている効果に相応しい要件を検討していくべきである<sup>100)</sup>。

まず問題は、謝罪文、お詫びと言った表題とし、文面にも謝罪文言を挿入するかどうか、訂正や事実の告知にとどめるかである。次に、不正競争行為があった場合に名誉回復措置が請求される場合と同様、著作者人格権の侵害があった場合にも、どのような媒体を使うかが問題となる。しかし、以下に見るように、裁判実務で認められた措置の種類は限定的で、文面も定型的なものである。全体としては、要件が厳格に課されていて認容事例が限定されている故に、効果の選択の幅は狭い。裁判所が裁量性を発揮しているのは、その狭い枠内で、請求された掲載媒体の限定や、文面内容の修正に止まる。

## 2 内 容

### (1) 表題と文面

一番一般的なものは、謝罪広告であり、文面はかなり定型である<sup>101)</sup>。「科学クラブ」に原告4人の昆虫挿絵を無断で修正の上掲載した「昆虫挿絵事件」<sup>102)</sup>では、「科学クラブ」の別号に、利用された挿絵の著作者原告4人の名前と作品名、それを無断で変更した上使用したことに陳謝の意を表すとの「陳謝文」である。違法行為の事実を摘示し、加えて氏名表示権侵害の場合には著作者の確保をした上、詫び文を添えるという今日まで最も一般的な形態である。「パロディー事件」(1審)<sup>103)</sup>が認めた「謝罪

文」も、以下のようなものである。

「私の写真集として昭和45年4月刊行した「SOS」中、20葉目の写真および週刊現代昭和45年6月4日号に「軌跡」と題して掲載発表した写真は、株式会社実業之友社発行SKI'67第4集または昭和43年用A・I・Uカレンダーに貴殿が発表されたサンクリストフを滑降するスキー写真を無断で複写盗用し、かつ、右上部にタイヤを配して合成し改ざんしたものであって、貴殿の著作権ならびに著作者人格権を侵害したものであり、多大の迷惑をかけたことをここに深くお詫び致します。

タッド・乙村こと  
乙村二郎」

「阿蘇の恋唄事件」<sup>104)</sup>、「目覚め事件」<sup>105)</sup>、「村山市史論文盗用事件」<sup>106)</sup>、「地のさざめごと事件」<sup>107)</sup>等、名誉回復措置として謝罪広告を認めるほとんどの事例はこの様な文面である。タイトルは、「著作権侵害に対するお詫び」(「パリー市街凶事件」)<sup>108)</sup>とするものもあるが、内容は変わらない。学説からの意見にも関わらず、裁判では謝罪文の入った謝罪広告の掲載が請求され、裁判所もその文面の修正をしたりはするが、謝罪文の体裁は変えていない。

その中で、「お知らせ文」という表題で、次のような文面で掲載を認められた「三島由紀夫 剣と寒紅 事件」<sup>109)</sup>が注目される。

「福島次郎著『三島由紀夫 剣と寒紅』についてのお知らせ

平成10年3月20日付けで、株式会社文藝春秋が出版した福島次郎著『三島由紀夫 剣と寒紅』に掲載した故三島由紀夫氏の手紙及び葉書は、すべて故三島由紀夫氏が公表のご意思なく、福島次郎あてに発信、送付されたものを、私どもがご遺族に無断で公表、出版したものであります。



これらは、故三島由紀夫氏が生存しているとしたならば、その公表権の侵害となるべき行為であり、既に出版を中止しております。これにより、大変ご迷惑をおかけしました。謹んでお知らせ申し上げます。

日付

株式会社文藝春秋代表取締役名

発行者名

著者名」

このほか、文章の引用が著作者の見解や立場を誤解させる場合に、著作者による意見を付した上、権利侵害事実を記述することを求めたものに、「民青の告白事件」<sup>110)</sup>があった。この事件では、原告ら4名について1つの謝罪広告を一括して請求した点にも特徴がある。これに対して、判決は、請求された謝罪広告の原告意見部分をすべてカットし、一般的な体裁で、しかも原告それぞれについて別々の謝罪広告を、結局は定型的な謝罪広告として認めた。

同一性保持権侵害により自己の見解が誤って伝えられるような場合にも、意見広告の掲載が請求されることがある。意見広告については、「サンケイ新聞意見広告事件」<sup>111)</sup>が、産経新聞が自由民主党の意見広告を掲載したことが、共産党への名誉毀損にあたるとして、産経新聞に対して、民法709条、723条に基づいて意見広告の掲載を産経新聞に請求したのに対し、名誉権侵害の不法行為がない以上、民法723条の回復処分として意見広告請求が認められず、これを超えて人格権や条理に基づく請求も認められないとしていた。新聞の言論の自由を重大に侵害するから、具体的な成文法なしに認めることはできないと述べたのである。著作権侵害に係る事件では、「雑誌『諸君!』事件」<sup>112)</sup>がある。本件では、被告が、原告の著作からの引用、要約をしながら、原告の執筆姿勢を批判的に論じた評論を雑誌『諸君』に掲載したのに対し、原告が民法723条、法115条に基づき、反論文掲載や謝罪広告掲載を求めたものである。判決は、被告の評論に違法な

名誉毀損の成立が否定され、著作権侵害も否定されたにも関わらず、括弧書きを付記し、マスコミではこのような反論掲載を任意で認めた例があるとしても、裁判上の請求権とは認められないことを付記している。

(2) 掲載媒体

民法723条が適用される場合には、定期的に発行される週刊誌、新聞の記事による名誉毀損が最も多く、名誉を適切に回復させるためには、名誉毀損記事の読者と同じ範囲に対して行うことが合理的であるから、掲載媒体としては侵害媒体が選ばれることが普通である。著作者人格権侵害の場合も、定期刊行物による場合には同様に考えてよい。「昆虫挿絵事件」<sup>113)</sup>は、雑誌「科学クラブ」での挿絵の無断使用に対し「科学クラブ」への謝罪広告を認めた。もっとも、雑誌「全貌」による侵害に対し、「民主青年新聞」「青年運動」への謝罪広告掲載を認めた「民青の告白事件」<sup>114)</sup>もある。侵害媒体への掲載では、実質的に見て原告らの信用が回復されない事案である。

著書や写真集等による著作者人格権侵害の場合には、それらの頒布範囲をカバーできるように、新聞等に掲載請求されることにならざるを得ない。全国的に販売された写真集(週刊現代にも掲載されたが週刊誌への掲載請求はない。)による「パロディー事件」1審<sup>115)</sup>では、朝日、毎日、読売新聞に、包装紙やケースへの利用による「パリー市街図事件」<sup>116)</sup>では、朝日新聞、毎日新聞の東京本社版に、全国的なテレビドラマ放送による「目覚め事件」<sup>117)</sup>では朝日新聞本社版に、市史の交付範囲が東京都下である「村山市史論文盗用事件」<sup>118)</sup>では朝日新聞東京本社版に、全国的に販売された書籍による「三島由紀夫 剣と寒紅 事件」<sup>119)</sup>では朝日新聞に、それぞれ掲載が認められた。レコードの制作枚数があまり小さくなく、地域的にも限定された「阿蘇の恋唄事件」<sup>120)</sup>では、請求されていた朝日、毎日新聞への掲載は認めず、熊本日々新聞、大分合同新聞、業界紙である連合通信芸能速報に、やはり事件の地域性の強い「地のさざめごと事件」<sup>121)</sup>では静岡新聞への掲載を認めた。

ホームページ掲載写真のテレビ報道での使用が問題になった「デンバー元総領事写真事件」<sup>122)</sup>では、侵害テレビ会社のホームページへの謝罪広告掲載が請求された。判決は謝罪広告の必要性を否定したが、ホームページへの掲載による名誉回復措置は有効であり得る<sup>123)</sup>。

## 小 括

1 法115条により名誉回復措置等が認められる場合として、同一性保持権侵害の場合が最も多く、氏名表示権侵害や公表権侵害が併存することがある。他方、後二者の侵害を単独の根拠として請求されることは稀である。氏名表示権侵害では、当然ながら、法115条の効果のうち「著作者であることの確保」が問題となる〔1〕。

2 昭和61年の「パロディ事件」最高裁判決以来、法115条の適用のためには、名誉毀損（社会的評価の低下）が生じていることが要件とされ、その後の判決例ではこの判例にしたがい、具体的な「社会的評価の低下」の主張立証を求めることがほぼ徹底されているため、名誉回復措置の認容事例は僅かである。しかし、学説では民法723条と同じ意味で「名誉毀損」を考えることには批判が強く、本稿でも「名誉毀損の可能性」がある場合（抽象的名誉毀損）を要件とすべきことを提唱する〔3〕。現行規定を前提とし、妥当な救済を実現していこうとすれば、第1章の不正競争防止法14条の営業上の信用毀損の解釈と同様に、損害概念の検討が必要と思われる。

3 可能性を問題にするならば、法115条が金銭賠償に代えて名誉回復措置を請求することができることを定める意味も異なってくる。可能性要件では情報の修正を目的としており、被害者の慰謝や加害者への制裁を目的としないからである。慰謝料請求と名誉回復措置請求の双方が請求されたときに、「慰謝料」の認否や金額を考慮して、名誉回復措置の必要性を検討することは妥当でない〔4〕。

4 加害者自らの行為により、名誉回復がはかられたために必要性を否定

することはあり得る[ 3(2)(c) ] もっとも同様の状況で、加害者自らによる回復がないときには、「名誉毀損の存在」と「必要性」が認められるべきであろう。そして、裁判所が考慮した加害者自らの行為は、原告が回復措置を請求する際の具体的手段としても参照されるべきである。

5 しかし、名誉回復措置の内容としては、法115条の例示にもかかわらず、謝罪広告請求がされる場合がほとんどである。ただし、権利侵害事実の指摘と定型的な謝罪文言の付された形式のものが一般的であり、事実上訂正が主体となっていると見ることもできる。名誉回復措置の意義が上記2のようなものと理解されるならば、回復措置の内容については、表題部分も含めて、形式的にも訂正、お知らせにしていくべきであろう。掲載媒体や範囲は、具体的に影響が出ておれば少なくともその範囲はカバーされねばならず、可能性を要件とするならば、可能性ある範囲をもカバーするように定められなければならない。週刊誌や新聞による名誉毀損と異なり、著作者人格権侵害では、加害者以外の第三者たる媒体が掲載先として選択されることが多くならざるを得ない[ ] 商品や定期刊行物以外の紙媒体等による著作者人格権侵害で、頒布数が限定されているが、地域的には拡散している場合等には妥当な方法を見つけがたく、回復措置を認容し難い一理由となっている可能性はある[ 3(2)(c)1 , 4(4) ]

- 1) 沿革は、作花文雄『詳解著作権法[第4版]』(2010年・ぎょうせい)47頁以下に詳しい。
- 2) 比較的最近の判例を整理したものとして、辻田芳幸「著作者人格権侵害と原状回復措置請求」名経法学26号(2009年)49頁以下、村越啓悦「著作者人格権の侵害に対する救済」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務体系22 著作権関係訴訟法』(2004年・青林書院)499頁以下がある。いずれにおいても、謝罪広告の認容例が少ないことが指摘されている。
- 3) 東京高判平成8.10.2判時1590号134頁。
- 4) ただし、損害額の計算方法が独特である。4(2)で触れる。
- 5) 東京地判平成11.10.18判時1697号114頁、判夕1017号255頁。
- 6) 無断で公表、出版したことの「お知らせ」が請求されることは他に例を見ない。2(1)参照。
- 7) 田村善之『著作権法概説[第2版]』(2001年・有斐閣)472頁、斎藤博『著作権法[第3版]』(2007年・有斐閣)375頁、中山信弘『著作権法』(2007年・有斐閣)504頁。
- 8) 大分地判昭和45.3.3無体集2巻1号96頁。

- 9) 東京地判昭和 36.10.25 下民集12巻10号2583頁。豊崎光衛・ジュリ297号117頁は判旨に賛成であるが、松井正道・ジュリ91号12頁は、判決が原画所有権は著作権者にあるとした点について、所有権、著作権の帰属並びに切断変更の許容限度の問題は、挿絵制作における慣行に即して、さらなる吟味が必要であると指摘する。
- 10) 東京地判昭和 47.11.20 無体集 4 巻 2 号619頁(1審)、東京高判昭和 58.2.23 無体集15巻1号71頁(差戻控訴審)。1審につき、宇井正一・判時709号140頁(判評175号30頁)、久々湊伸一・著作権研究6号31頁のいずれの評釈も、判決は妥当で、著作人格権侵害についても異論がない。差戻控訴審につき、パロディは旧著作権法19条の「変形」であり、無許諾を理由に著作権侵害を主張していくことはできないから、同一性保持権侵害を主張することになったが、現行法では、著作権の中には改作利用権が含まれ、二次的著作物の作製には現著作作者の承諾が必要である一方、改作は変形を伴うから、同一性保持権侵害の問題を生じる。著作者と著作権者が同一である場合には承諾によってクリアできるが、著作権が譲渡された場合には、61条2項が改作利用権も譲渡されたものと推定するにとどまるので問題を残す(半田正夫「パロディ差戻審判決について 東京高裁昭和58年2月23日判決」ジュリ789号49頁)。
- 11) 大阪地判昭和 51.4.27 無体集 8 巻 1 号130頁。
- 12) 道垣内正人・ジュリ715号104頁、中山信弘・ジュリ683号150頁は、原作者ではなく、日本国内での版權者の損害賠償請求について、この者に著作人格権侵害が問題にならないことはいうまでもなく、いずれも謝罪広告が認められないのは当然とし、道垣内は慰謝料が認められたことにその一身専属性から疑問とする。
- 13) 東京高判平成 8.10.2 判時1590号134頁。
- 14) 作花文雄『詳解著作権法[第4版]』240頁。
- 15) 田村善之『著作権法概説[第2版]』433頁、斎藤博『著作権法[第3版]』153頁、中山信弘『著作権法』384頁。
- 16) 東京地判昭和 47.10.11 無体集 4 巻 2 号538頁(1審)、東京高判昭和 55.9.29 判時981号75頁(控訴審)。
- 17) 東京地判昭和 55.9.17 無体集12巻2号456頁。
- 18) 争点としては、編集著作権が誰に帰属したのか、被告に過失があったと言えるのかが問題視されている(半田正夫・判時1001号158頁(判評269号20頁)、植松宏嘉・別冊ジュリスト128号200頁。特に後者は、出版社の過失について、認定不足であると指摘する)。
- 19) 旧113条3項適用事例の東京地判平成 5.8.30 知裁集25巻2号310頁(1審)、東京高判平成 8.4.16 知裁集28巻2号271頁(控訴審)がある。もっとも旧法113条3項は、著作人格権侵害が認められない場合に保護を認めるものであるから、同一性保持権侵害が認められる本件で適用すべきではないとの指摘がある(斎藤博・著作権研究26号333頁、同・別冊ジュリスト157号218頁)。
- 20) 田村善之『著作権法概説[第2版]』357頁、半田正夫=松田政行編『著作権法コメント』[飯村敏明]511頁以下。
- 21) 東京地判平成 4.2.25 判時1446号81頁。
- 22) 松田政行「著作権等の侵害による損害」齊藤博=牧野利秋編『裁判実務体系(27)知的

わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題(2)(和田)

- 財産関係訴訟法』(1997年・青林書院)361頁。
- 23) 大分地判昭和45.3.3無体集2巻1号96頁。
- 24) 東京地判昭和36.10.25下民集12巻10号2583頁。
- 25) 東京地判昭和47.11.20無体集4巻2号619頁(1審),東京高判昭和58.2.23無体集15巻1号71頁(差戻控訴審)。
- 26) 大阪地判昭和51.4.27無体集8巻1号130頁。版權者には謝罪広告を認容しなかったが,著作者人格権侵害を生じておらず妥当である(道垣内正人・ジュリ715号104頁,中山信弘・ジュリ683号150頁)。
- 27) 東京地判昭和55.9.17無体集12巻2号456頁。
- 28) 東京地判昭和47.10.11無体集4巻2号538頁(1審),東京高判昭和55.9.29判時981号75頁(控訴審)。
- 29) 最判昭和61.5.30民集40巻4号725号。
- 29a) 和田真一「名誉毀損の特定の救済」山田卓生編集代表=藤岡康宏編集『新・現代損害賠償法講座2』(1998年・日本評論社)121頁。
- 30) 清水利亮・別冊ジュリスト128号128頁。
- 31) 田村善之・法協106巻3号501頁以下。
- 31a) 半田=松田編『著作権法コンメンタル』[飯村]518頁。
- 32) 斉藤・民商96巻6号828頁。ただし,一連の判決と公表を通じてすでに原告の名誉は回復されているのではないか。氏名公表権についても,本件モニタージュと写真とのかかわりはすでに周知されているから,写真の著作者が原告であることを改めて確保する必要はないのではないかと指摘されている。これは回復措置の必要性の判断の問題(3(1)参照)である。
- 33) 斉藤博・民商96巻6号826頁,濱野英夫「樹林事件」別冊ジュリスト157号114頁。
- 34) 田村『著作権法概説[第2版]』472頁の注3)。一宮「著作者人格権の侵害に対する救済」斉藤=牧野編『裁判実務体系27 知的財産関係訴訟法』318頁は,同一性保持権侵害に関わり,「著作者の名誉若しくは声望」が著作者の社会的声望名誉を指し,名誉感情は含まないとされているためではないかと指摘する。しかし,被害者個人の主観的な名誉感情に戻るのではなく,客観的な「可能性」の中に著作権法上必要な意味を込めて行くべきだろう。
- 35) このように解することで,法115条の独自の意義を見い出せよう。古沢博・別冊ジュリスト128号204頁,紋谷暢男・別冊ジュリスト157号220頁参照。
- 36) 東京地判平成5.8.30知裁集25巻2号310頁。
- 37) 東京高判平成8.10.2判時1590号134頁。
- 38) 紋谷暢男・別冊ジュリスト157号220頁。
- 39) 東京地判平成2.4.27判時1364号95頁。
- 40) 東京地判平成7.5.31判時1533号110頁。
- 41) 奥邨弘司・別冊ジュリスト157号120頁。
- 42) 東京地判平成10.10.29知裁集30巻4号813頁,判時1658号166頁。
- 43) この事件では,インタビュー記事の著作物性が争点となった。布井要太郎・知財管理49

巻10号1463頁は、著作物と認められるためには「創作性」が必要であるが、本判決もこの点について従来の解釈に従って厳格な解釈によらない。しかし、ドイツ著作権法のように「精神的創作性」と「個性的特色」を要件とすべきである。それによれば、実生活の描写や有名人の月並みな随筆(談話)は著作物にならないし、インタビューは、取り上げたテーマへの批評的評価において個性的特色が現れている限り著作物性を認めるべきであるとする。野一色勲・著作権研究26号312頁は、口述を単なる素材とした記事に著作物性を認めないのは、口述者が同じ内容を口述したら、複製権侵害になりかねない問題があるからだとし、インタビュー記事は二次的著作物と理解し、この問題を回避すべきとする。そのほか、野一色「同一性保持権と財産権」『知的財産権法の現代的課題 紋谷暢男教授還暦記念』(発明協会・1998年)641頁、646-654頁、横山久芳・ジュリ1184号130頁参照。

- 44) 東京地判平成 11.9.28 判時1695号115頁。
- 45) 大瀬戸豪志・別冊ジュリスト157号20頁は、模写を機械的模写と創作性を有する模写に二分し、後者について著作物性を認めた初めての判決であるとし、同一性保持権侵害については、複製権侵害で同一性を認めながら、理由なく認めることは疑問とする。どのような人格的利益を侵害されているのか明らかにすべきとしている。
- 46) 東京地判平成 12.9.29 判時1733号108頁。
- 47) アメリカでは著作権の保護期間を過ぎていたが、日本とアメリカとの著作権に関する条約等を前提として、日本では保護期間内にあると判断した点が、大きな意味を有する。駒田泰士・判時1758号202頁、富岡英次・判タ1096号158頁(平成13年度主要民事判例解説)参照。
- 48) 東京地判平成 17.5.17 判時1950号147頁、判タ1243号259頁。
- 49) 辻田「著作者人格権侵害と原状回復措置請求」名経法学26号62頁。
- 50) 五味由典・著作権研究26号271頁。
- 51) 半田=松田編『著作権法コンメンタール』[飯村]519頁。
- 52) 東京地判平成 5.8.30 知裁集25巻2号310頁(1審)、東京高判平成 8.4.16 知裁集28巻2号271頁(控訴審)。
- 53) 東京高判平成 8.10.2 判時1590号134頁。
- 54) 半田正夫・判例時報1606号217頁。
- 55) 東京地判平成 10.11.27 判時1675号119頁。
- 56) 本件で問題になったのは歴史的事実に関する記述であったが、著作物性を認めることに問題はない。翻訳の複製権侵害についても、最判昭和 53.9.7 民集32巻6号1145頁に則り、既存の著作物に依拠すること、その著作物と同一性があることによる。設楽隆一・別冊ジュリ157号12頁参照。
- 57) 大阪高判平成 11.4.27 判時1700号129頁。
- 58) 東京地判平成 11.8.30 判時1696号145頁。
- 59) 作花文雄・別冊ジュリスト157号154頁は、200万円の高額慰謝料は本件の侵害態様から見て妥当としつつ、謝罪広告の棄却については、理由を明示すべきであるとする。
- 60) 東京地判平成 12.9.28 判時1732号130頁。
- 61) 東京地裁平成 16.6.11 判時1898号106頁、判タ1182号323頁。

- 62) 東京地判平成 11.3.26 判時1694号142頁。
- 63) 本橋光一郎・別冊ジュリスト157号44頁は、判決は妥当だが、同一性保持権侵害については著作権法20条2項4号の例外があるにもかかわらず、人格権保護に踏み込んだ判断と評価する。
- 64) 東京地判平成 13.10.30 判時1772号131頁。
- 65) 東京高判平成 13.6.21 判時1765号96頁。
- 64) 写真について、どこに著作物としての創作性を認めるかが争点である。小泉直樹・判時1779号208頁は、撮影技法のみに創作性を認め、被写体の選択には創作性を認めない学説によらなかったこの判決を評価している。
- 67) 「小児歯科学教科書事件」(東京高判平成 14.7.16 LEX/DB 文献番号 07272242)は、被告教授が原告講師の執筆部分を内容を一部変更の上、名前を出さずに小児科学教科書に使用した行為に、同一性保持権侵害、氏名表示権侵害を認めて慰謝料150万円のみ認めた1審を踏襲した。1審が謝罪広告を認容していないことについては、付帯控訴されていないため、この点について控訴審の判断はない。控訴審も慰謝料については、控訴人の行為は名誉声望を害する著作物の利用行為と言うことはできないが、著者として連名で表示されることは名誉であること等を勘案し精神的損害を慰謝するのに150万円が適当とした。
- 68) 辻田「著作者人格権侵害と原状回復措置請求」名経法学26号64頁。同71頁でも、被害者としては報復感情を持つこともあるが、著作権法の予定する原状回復は、あくまで著作者の地位の確保や社会的評価の回復であることが強調されている。半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタル3』(2009年・勁草書房)[飯村敏明]515頁は、「損害賠償に代えて」の解釈につき、著作者人格権を侵害された著作者は、損害賠償請求権と名誉回復など措置請求権の両方取得するとし、この二つは併存的な関係にあるとしているが、二元的に理解しているわけではないことは後述の通りである。
- 69) 斉藤『著作権法第3版』374頁以下。
- 70) 半田=松田編『著作権法コンメンタル3』[飯村]515頁以下。
- 71) 早稲田祐美子「著作権侵害による損害」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務体系22 著作権関係訴訟法』(2004年・青林書院)535頁。
- 72) 侵害態様の悪質さからするとやや高額な慰謝料も妥当である(作花文雄・別冊ジュリスト157号154頁参照)。
- 73) 大分地判昭和 45.3.3 無体集2巻1号96頁。
- 74) 東京地判昭和 36.10.25 下民集12巻10号2583頁。
- 75) 東京地判昭和 47.10.11 無体集4巻2号538頁。
- 76) 東京高判昭和 55.9.29 判時981号75頁。五十嵐清・別冊ジュリスト91号202頁は、著作者人格権が侵害されただけの原告3名については謝罪広告を認めないが、認めない理由が、名誉毀損が認められないためなのか、著作者人格権の侵害の程度が小さいためなのかは不明だとする。そして、民青同盟の謝罪広告が認められなかった理由も不明だが、一般的に言えば、政治団体間の言論の応酬が可能な場合には謝罪広告は極めて悪質な場合に限られるべきであるという。なお、本判決が民法の名誉毀損と同様の公正論評の法理で違法性阻却の判断をしたことについては、中井美雄・判タ472号123頁(昭和56年度民事主要判例解



説) 参照。

- 77) 大阪地判昭和 51.4.27 無体集 8 卷 1 号130頁。
- 78) 東京地判昭和 55.9.17 無体集12卷 2 号456頁。
- 79) 東京地判昭和 47.11.20 無体集 4 卷 2 号619頁。
- 80) 東京高判昭和 58.2.23 無体集15卷 1 号71頁。
- 81) 最判昭和 61.5.30 民集40卷 4 号725頁。
- 82) 調査官解説が非常に簡潔である。昭和62年 6 月16日, 東京高裁で裁判上の和解が成立したとされている(石井彦壽・曹時41卷10号2867頁)。
- 83) 半田・判時1227号194頁, 同・ジュリスト臨時増刊887号248頁, 斉藤博・民商96卷 6 号 826頁, 三木浩一・法学研究61卷 6 号122頁。
- 84) 田村・法協106卷 3 号494頁以下。
- 85) 三木・法学研究61卷 6 号122頁以下。
- 86) 早稲田「著作権侵害による損害」牧野=飯村編『新・裁判実務体系22 著作権関係訴訟法』526頁以下。
- 87) 東京地判平成 5.8.30 知裁集25卷 2 号310頁。
- 88) 東京高判平成 8.4.16 知裁集28卷 2 号271頁。
- 89) 東京高判平成 8.10.2 判時1590号134頁。
- 90) 三浦正弘・岡山商科大学法学論集 6 号121頁。
- 91) 同125頁, 半田・判時1606号216頁, 五味由典・著作権研究26号271頁。
- 92) 東京地判平成 2.4.27 判時1364号95頁。三浦・岡山商科大学法学論集 6 号122頁参照。
- 93) 東京地判平成 4.10.30 判時1460号132頁。
- 94) 青森地判平成 7.2.21 知裁集27卷 1 号 1 頁。
- 95) 仙台高判平成 9.1.30 知裁集29卷 1 号89頁。
- 96) 斉藤『著作権法 [第3版]』375頁。
- 97) 田村『著作権法概説 [第2版]』469頁以下, 中山『著作権法』504頁, 作花『詳解著作権法 [第4版]』539頁。
- 98) 奥邨弘司・著作権研究23号186頁は, 著作権法115条の適用範囲を狭めて解するのは謝罪広告の濫発を避ける配慮なのか。その配慮は, 謝罪広告の内容を改めることによって解決されるべきではないかと主張している。
- 99) 野一色勲・著作権研究26号325頁。
- 100) 辻田「著作者人格権侵害と原状回復措置請求」名経法学26号72頁以下。
- 101) 謝罪広告の文面例については, 一宮和夫「著作者人格権の侵害に対する救済」斉藤=牧野編『裁判実務体系第27巻知的財産関係訴訟法』107頁以下参照。
- 102) 東京地判昭和 36.10.25 下民集12卷10号2583頁。
- 103) 東京地判昭和 47.11.20 無体集 4 卷 2 号619頁。
- 104) 大分地判昭和 45.3.3 無体集 2 卷 1 号96頁。
- 105) 東京地判平成 5.8.30 知裁集25卷 2 号310頁。
- 106) 東京高判平成 8.10.2 判時1590号134頁。
- 107) 東京地判昭和 55.9.17 無体集12卷 2 号456頁。

わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題(2)(和田)

- 108) 大阪地判昭和 51.4.27 無体集 8 巻 1 号130頁。
- 109) 東京地判平成 11.10.18 判時1697号114頁, 判夕1017号255頁。
- 110) 東京地判昭和 47.10.11 無体集 4 巻 2 号538頁。
- 111) 最判昭和 62.4.24 民集41巻 3 号490頁。
- 112) 東京地判平成 4.2.25 判時1446号81頁。
- 113) 東京地判昭和 36.10.25 下民集12巻10号2583頁。
- 114) 東京地判昭和 47.10.11 無体集 4 巻 2 号538頁。
- 115) 東京地判昭和 47.11.20 無体集 4 巻 2 号619頁。
- 116) 大阪地判昭和 51.4.27 無体集 8 巻 1 号130頁。
- 117) 東京地判平成 5.8.30 知裁集25巻 2 号310頁。
- 118) 東京高判平成 8.10.2 判時1590号134頁。
- 119) 東京地判平成 11.10.18 判時1697号114頁, 判夕1017号255頁。
- 120) 大分地判昭和 45.3.3 無体集 2 巻 1 号96頁。
- 121) 東京地判昭和 55.9.17 無体集12巻 2 号456頁。
- 122) 東京地裁平成 16.6.11 判時1898号106頁, 判夕1182号323頁。
- 123) 書籍による名誉毀損で民法723条の事例であるが, 東京地判平成 13.12.25 判時1792号79頁は, 加害者のホームページへの謝罪広告掲載を認めた。書籍による著作権侵害はあるが, 新聞への掲載請求のほかにこのような手段も認めてよい。
- 124) もっとも, 著作人格権の救済体系として, 損害賠償と差止請求の間にある故, 損害賠償の拡張ではなく, 差止請求の拡張によってカバーすべきという議論も当然あり得るし, それは故意過失を要件としないだけ著作権者に有利である(和田「名誉毀損の特定的救済」山田編集代表=藤岡編集『新・現代損害賠償法講座2』137頁)。